

新たな沖縄振興の必要性について

平成22年9月9日

沖縄県

新たな沖縄振興の必要性について

復帰後40年にわたる沖縄振興は社会資本の充実などで成果をあげたものの、県民所得や雇用、離島や跡地利用など今後も取り組むべき課題が残されている。一方、地域主権改革の進展により、地域振興の手法においては、一括交付金や権限移譲による地域の主体的な取り組みが求められている。

このような中、沖縄県では、県民が望む将来像を描く基本構想として沖縄21世紀ビジョンを策定した。

この沖縄21世紀ビジョンを実現するため、沖縄県では、経済的自立や島しょ性の克服に向けて取り組むとともに、日本とアジア諸国との交流に貢献し、わが国のさらなる発展に寄与する地域としての役割を積極的に担っていくべきと考えている。

このため、沖縄において、わが国の発展に資する各種施策の先行実施や、地域独自の政策の実現が可能となるような、沖縄振興特別措置法に代わる、下記内容の新たな沖縄振興の枠組みを構築することが必要であると考えます。

記

1 沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律の制定

沖縄21世紀ビジョン基本計画への支援、協議の場の設置、一国二制度の地域振興、離島定住支援、交通・物流コストの抜本低減、沖縄振興開発金融公庫の存続等

2 沖縄振興一括交付金(仮称)の創設による自由度の高い財源措置

現行の沖縄振興計画で措置された額と同等以上の自由度の高い財源措置(過去の沖縄振興関係予算を勘案した額)

3 駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)の制定

国の責務による既存の枠組みを超えた駐留軍用地跡地利用に関する法制度(別枠の予算の確保と行財政上の特別措置、給付金制度の見直し、基地の返還前の立ち入り調査、徹底的な環境浄化等)

4 過重な基地負担軽減に関する抜本的な取り組み

新たな沖縄振興を求める理由

1 新たな沖縄振興の目的

- ① 沖縄 21 世紀ビジョンで県民の望む将来像の実現
(自然・文化、安全・安心、産業振興、交流と共生、人づくり)
- ② 離島、基地跡地、交通等の残された課題の解決
- ③ 今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献
- ④ アジア太平洋の島しょ地域の課題解決への貢献

2 新たな沖縄振興が必要な理由

- ① 本土復帰時の格差是正について社会資本整備は概ね実現したが、産業振興、雇用、教育、福祉等の分野については、高率補助に代わる新たな手法での取り組みが必要。
- ② 戦後 27 年間の米軍占領や、依然として続く過重な基地負担、広大な海域に散在する亜熱帯の島しょ地域であることなど、沖縄の歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情は、日本の他地域とは異なる地域特性として残っていること。
- ③ 道路網、鉄道網で結束している本土各都道府県と、全域が島嶼の沖縄とは、経済効果や経済発展の道筋が異なることから、経済産業政策の波及効果が遮断されたり、逆の効果を及ぼすなど経済社会を取り巻く環境は、全国と同様ではない。このため、沖縄の地域特性に対応し効果のある独自の施策の実施が必要。
- ④ 広大な海域に散在する島嶼地域であり、沖縄本島も含めて離島であるという地理的課題や、戦後、米軍基地として県土の枢要部分が占有されたことによる、歪んだ都市構造の再編に資する、基地跡地の利活用等の残された課題への対応。

- ⑤ 人口の増加による活力ある地域として、成長する東アジアに近接する地域として、今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献するという県民の意志。
- ⑥ 亜熱帯の島しょ地域という、沖縄の地域特性による諸課題に積極的に取り組み、県民自らがそのノウハウを活かして、地域特性が類似するアジア太平洋の島しょ地域の課題解決へ貢献するという県民の意志。

3 地域主権改革の進展による変化

- ① 地域主権改革の定義である「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする改革」を実現するため、地域振興のための法制度のあり方や、実施主体についても変革が求められている。沖縄振興においても同様の取り組みが必要。
- ② 新たな沖縄振興においては、地域主権改革を進める一括交付金や、国の出先機関の原則廃止等の改革を視野に制度設計を進め、最終的には地方政府基本法の制定、道州制の導入まで踏まえた取り組みとする。

4 新成長戦略への貢献

- ① 『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』への貢献。新成長戦略における「アジア経済戦略」や、「観光立国・地域活性化戦略」等に、沖縄として主体的に参画し、今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献する地域として、地域の特性を活かし日本の発展に寄与する。

- ② オープンスカイの推進等、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の選択と集中等の観点を最大限活かす「総合特区制度」については、国際的に比較優位性のある、税制優遇、規制緩和等の沖縄独自の経済振興制度として、沖縄の地域特性に合わせて展開し、国際レベルの競争力のある地域として、今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献する。

参考：

① 民主党Manifesto2010 沖縄関係項目

「沖縄を東アジアの経済・文化交流の拠点と位置づけ、地域の特性を活かせる施策の先行実施や、地域独自の施策の支援を行います。」

② 民主党政策集INDEX2009 沖縄関係項目

「地域主権のパイロットケースとして、各種制度を積極的に取り入れることを検討するとともに、ひもつき補助金の廃止・一括交付金化についても、まず沖縄県をモデルとして取り組むことを検討します。」

新たな沖縄振興の枠組みの概要

1 沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律の制定

ア 沖縄21世紀ビジョン基本計画への支援

- ① 沖縄県が策定する沖縄21世紀ビジョン基本計画(総合計画)への支援について、新たな法律において規定する
- ② 主な国の支援措置は、沖縄振興一括交付金等による財源措置と、税の軽減、規制の緩和等による沖縄振興特別措置等

イ 協議の場の設置

- ① 全国の「国と地方の協議の場」に準じて、沖縄に関する法制度の創設、改正等に関する協議の場を、新たな法律において規定する
- * なお、新たな法律の制定に先だって、法制度の内容等を検討するため、協議の場を先行して設置することを求める

ウ 一国二制度の地域振興

- ① 今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献する地域として、国際的に比較優位性のある、税制優遇、規制緩和等の沖縄独自の経済振興制度
- * 詳細については現在検討中、以下は例示

(検討イメージ)

- a) 政府の新成長戦略をふまえた、国際的競争力のある一国二制度の経済振興制度
- b) 国際物流拠点の形成
- c) 国際観光拠点の形成
- d) 高度情報産業拠点の形成
- e) 再生エネルギー、新エネルギーの導入と産業化
- f) 公共交通システムの整備、交通・物流コストの大幅低減
- g) 子育て、教育、人材育成全般に資する特別措置
- h) スポーツや空手、伝統文化・芸術の振興に資する特別措置

エ 離島定住支援

- ① 広大な経済水域の海洋資源と、国境を維持する島々の、観光、農水産業を核とした産業基盤の整備、雇用の確保、離島に関する優遇税制
- ② 離島の進学、通院、出産等に係る費用負担等の軽減化
- ③ 離島住民等の移動、物流等に係る交通コストの大幅な低減化
- ④ 上下水道、ゴミ処理、福祉等の広域化による負担軽減化

オ 交通・物流コストの抜本低減

- ① 空港及び港湾に係る租税公課の更なる軽減、手続きの簡素化、オープンスカイ、LCC（ローコストキャリア）の導入の検討等
- ② 本土沖縄間、離島本島間の航空路、航路の運賃コストの大幅な低減化
- ③ 軌道系交通の導入、バス等公共交通の運賃低減化支援制度

カ 沖縄振興開発金融公庫の存続

- ① 沖縄振興における政策金融の役割の重要性から、現行の組織形態・機能を維持しつつ、存続することを求めている。
（日本政策金融公庫との統合を見直し）

2 沖縄振興一括交付金（仮称）の創設による自由度の高い財源措置

ア 現行の沖縄振興計画で措置された額と同等以上の自由度の高い財源措置（過去の沖縄振興関係予算を勘案した額）

- ① 沖縄県が要請している内容は次の通り
* 8月6日に、沖縄担当大臣、地域主権推進担当大臣へ要請

1 各省計上予算の配分への配慮について

一括交付金の配分にあたっては、人口や面積といった指標だけでなく、沖縄の地理的・歴史的な特殊事情や、県民所得、失業率等の地域の状況に充分配慮し、より地域の実情にあった配分とすること

2 沖縄振興一括交付金（仮称）の創設について

沖縄振興特別措置法等による高率補助制度により措置されている予算の総額確保と、予算の一括計上方式の継続を前提に、全国的制度に基づく予算配分方法とは区分した、沖縄独自の「沖縄振興一括交付金（仮称）」を創設すること

3 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定

ア 新たな法制度提案における基本スタンス

- ① 跡地利用の推進は、長年基地を提供してきた国の責務である。
- ② 跡地の有効利用を沖縄県の自立的経済の発展につなげる。

イ 新たな法制度提案の5つの基本方針

- ① 国の責任を明確にして国が積極的に関与する仕組みとする。
- ② 沖縄振興費と別枠での予算を確保し、行財政上の様々な制度・施策が実施できる仕組みとする。
- ③ 中南部都市圏の跡地利用は、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施する仕組みとする。
- ④ 給付金は、返還から跡地整備完了までの間を、土地が使用収益できないことに対する補償として支給する仕組みとする。
- ⑤ 沖振法第7章と軍転特措法を一元化して新たな制度を盛り込んだ特別立法とし、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とする。

ウ 特別立法に盛り込む新たな制度・施策

- ① 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化
- ② 給付金制度の見直し
- ③ 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定及び同跡地の事業実施主体の確立

- ④ 跡地利用を推進するための行財政上の特別措置
 - a) 公共用地先行取得等の推進制度の創設
 - b) 新たな事業手法制度の創設
 - c) 跡地における産業振興地区制度の創設
 - d) 跡地における風景づくり制度の創設
- ⑤ 返還跡地国家プロジェクトの導入（大規模国営公園、軌道系公共交通システム等）
- ⑥ 跡地利用推進のための調整機関の設置

4 過重な基地負担軽減に関する抜本的な取り組み